

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第九号

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例

聖籠町介護保険条例（平成十二年聖籠町条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「率」を削り、同条中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年まで」に、「保険料率」を「保険料」に、同条第一号中「二万九千二百八十円」を「三万四千八十円」に、第二号中「二万九千二百八十円」を「三万四千八十円」に、第三号中「四万三千九百二十円」を「五万二千二百円」に、第四号中「五万八千五百六十円」を「六万八千六百六十円」に、第五号中「七万三千二百円」を「八万五千二百円」に、第六号中「八万七千八百四十円」を「十万二千二百四十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の聖籠町介護保険条例第七条の規定は、平成二十四年度分の保険料から適用し、平成二十三年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。